

第9次水質総量削減に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の改定等に向けて

※本資料は第1回水質部会の資料5を追記更新したものです。

1 検討の目的

- (1) 国の方針に基づく三重県の総量削減計画(第9次)の策定
 - ・きれいで豊かな海の観点を取り入れた、関係部局の連携による、総合的な計画
- (2) 総量規制基準の改定
 - ・工場及び事業場における、業種ごとの排出水濃度の基準(C値)を検討する。

2 国の総量削減基本方針(案)

- ・愛知、岐阜、三重県から提出された、令和6年度の発生負荷量の目標値を統合して伊勢湾全体の発生負荷量を記載。

※国の中央環境審議会で検討。

令和3年12月頃 環境大臣から各都道府県あてに通知される予定

3 検討の視点(ポイント)

(1) 総量削減計画の骨子(方向性)の検討

- ・国の総量削減基本方針(R3.12月通知予定)や「第9次水質総量削減の在り方について(R3.3.31 中央環境審議会 答申)」の記載内容等を踏まえて、三重県の独自性(地域特性や重点的な取組等)も十分考慮して整理します。
- ・これまでの水質(きれいさ)の検討だけではなく、生物多様性・生物生産性(豊かさ)の確保の観点を取り入れた総合的な計画になるように整理します。
- ・なお、環境部局だけでなく、農林水産部や県土整備部等、関係部局で「きれいで豊かな伊勢湾」のイメージを共有します。
- ・計画を策定した後は、各関連事業や伊勢湾の現状を定期的に進捗管理します。
- ・削減目標量達成のための方途については、できる限り具体的な対策、取組等を盛り込むとともに、同じ伊勢湾流域である岐阜県や愛知県の総量削減計画等に関する検討内容にも注視しながら、とりまとめを行います。

(2) 総量規制基準の改定方法の検討

- ・「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する告示(中央環境審議会答申)(参考資料1)」の内容を踏まえ(R3.10月通知)、総量規制基準に係るC値の見直しが行われた業種その他の区分を中心に、具体的な基準(数値設定)の改定可能性を検討します。

関係都府県は、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(R3.9環境省告示予定)」に定められた範囲内において業種その他の区分ごとに総量規制基準を定める必要があります。

- ・必要に応じて、該当業種等に係る工場、事業場へのアンケート調査やヒアリング等の実施しながら、水質の状況把握及び基準の妥当性等を検討します。

【三重県の負荷量管理の方針(案)】